

解体工事に係る調査・研究助成金に関する規程

平成20年3月4日 制定
平成29年3月4日 改正

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人全国解体工事業団体連合会（以下「全解工連」という。）が、解体工事に関する研究を行う者に対し研究費を助成することによって、解体工事に関する研究を盛んにし、もって解体工事業界の発展に寄与することを目的とする。

(助成の対象者)

第2条 対象とする研究者は次のとおりとする。

- (1) 大学または高等専門学校の教職員
- (2) 大学院生
- (3) 建設業者団体またはそれに所属する企業若しくは個人
- (4) 全解工連の会員団体またはそれに所属する企業若しくは個人

(対象とする研究等)

第3条 対象とする研究は次のとおりとする。

- (1) 解体技術に関する研究（イ、ロ、ハ. については、実験結果がなくても可とする）
 - イ. 高強度(80N/mm²程度以上)鉄筋コンクリートの解体方法に係る研究
 - ロ. 超高層（20階建程度以上のRC造、SRC造、S造等）構築物の解体工法に係る研究
 - ハ. コンクリート充填鋼管（CFT）柱の解体方法に係る研究
- ニ. 階上解体工法における床版サポートに係る研究
- ホ. 解体工事の施工事例（施工計画、解体工法、使用機器、施工管理、歩掛等）に係る研究
- (2) 解体副産物の再資源化技術（新しい提案・実験等）に関する研究
- (3) 解体工事に関する統計資料（業者数、工事量、災害発生数、施工単価等）の収集・分析
- (4) その他、解体工事に関係する研究

(対象とする研究等の期間)

第4条 対象とする研究等は、平成30年3月31日までに終了または中間報告が可能なものとする。

(研究報告)

第5条 研究結果は、平成30年5月31日までに全解工連に、報告書の形式で2部提出するものとする。

- 2 研究結果は、全解工連に報告する以前に外部に公表してはならないものとする。ただし、全解工連が同意した場合はこの限りでない。

(研究発表)

第6条 全解工連は、平成30年7月頃に研究発表会を開催する。ただし、止むを得ない事情があるときはこの限りでない。

- 2 発表者の旅費交通費は別途支給する。ただし、1名分までとする。
- 3 発表のための資料原稿は発表者が作成するものとする。
- 4 資料の印刷は、発表者又は全解工連が行う。

(知的所有権等)

第7条 当該研究等で得られた知的所有権は当該研究者に所属する。ただし、前条の報告書は当該研究者名を明らかにすれば全解工連が自由に使用することができるものとする。

(申請手続)

第8条 助成を受けようとする者は、所定の申請書を平成29年4月30日までに全解工連会長に提出するものとする。

(審査委員会)

第9条 全解工連に研究助成金交付審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

②委員は、全解工連会長が全解工連理事の中から選任する。

③委員は、3名以上5名以内とする。

④委員の中から互選により委員長を選任する。

⑤審査委員会は、提出された申請書を審査して、助成金の対象としての適格性及び助成金の金額を決定する。

⑥審査の結果は、平成29年5月31日までに申請者に連絡する。

(助成金の額、件数)

第10条 助成金の額は、20万円を単位として、審査委員会が決定する。

②助成金の総額は600万円以内とする。

③助成金を交付する件数は、10件以内とする。

(附則)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。